

内部通報規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という）に関する関係者等の内部通報に関する制度を設けることにより、運営委員会の業務運営に関する違法または不正行為、暴力行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他組織的又は個人的な法令違反（以下「不正行為等」と省略する。）の早期発見と是正を図り、もって、法令並びに運営委員会関係規程を遵守して業務運営の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、関係者等は次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 運営委員会委員
- (2) 運営委員会事務局職員
- 2 内部通報とは、関係者等が不正行為等の発生またはおそれを運営委員会に通報または相談することをいう
- 3 通報者は、内部通報を行う者をいう
- 4 被通報者とは内部通報において不正行為などを行っているとされる者をいう

(内部通報対象事項)

第3条 関係者等は、他の関係者等が個人又は共同で次の各号に掲げる不正行為について行っていると認めた場合、行っている又はおそれがある場合は、通報または相談しなければならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 運営委員会規程、倫理規程、及びその他の規程に違反する行為
- (3) 個人の生命、身体、財産その他権利利益を害する行為
- (4) 運営委員会の名誉又は社会的信用を侵害する行為
- (5) 運営委員会の業務運営を害する行為
- (6) 暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為

(内部通報相談窓口)

第4条 内部通報または相談を受ける通報窓口は、運営委員会が別に指定する外部機関とする。通報窓口担当者は男女両方を配置する。

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

(内部通報相談の方法)

第5条 内部通報及び相談の方法は、氏名及び所属などを明らかにし、電話、FAX、電子メール、書簡及び面会とする。なお、匿名による通報及び相談も可能とする。

(調査)

第6条 内部通報を受けた事項に関する事実関係等の調査は第4条に定めた内部通報相談窓口が担う。

- 2 内部通報相談窓口担当は内部通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施し、調査結果を運営委員会委員長に速やかに報告しなければならない。
- 3 通報者の秘密を守るために、通報者が特定されないように調査の方法に十分配慮しなければならない。
- 4 調査結果の取扱いについては、運営委員会運営委員長が厳重に管理し、通報者を特定しうる情報の管理については特に厳重に行わなければならない。

(調査協力義務)

第7条 関係者等は、内部通報窓口担当による内部通報の事実関係の調査に協力しなければならない。協力するにあたり、内部通報情報や通報者を特定しうる情報の管理について特に厳重に行わなければならない。

(是正措置)

第8条 調査の結果、通報対象事案に係る法令違反行為や不正行為等が明らかになった場合、運営委員会委員長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第9条 調査の結果、通報対象事案に係る法令違反行為や不正行為等があきらかになった場合、運営委員会委員長は、当該行為を行った関係者にたいし、懲戒処分規程、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行い、さらに必要と認められる場合には、刑事告発、損害賠償請求などの措置を講ずるものとする。

- 2 通報者が不正行為等に関与していた場合は当該通報者に対する処分については内部通報したことを状況に応じて斟酌できるものとする。

(通報者の保護)

第10条 運営委員会委員長は、内部通報したことを理由として、通報者に対し

て不利益な取扱を行ってはならない。

- 2 運営委員会委員長は、内部通報したことを理由して、通報者の職場環境の悪化するがないよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 運営委員会委員長は、範囲外共有及び通報者探索を防ぐための措置をとらなければならない。
- 4 運営委員会委員長は、通報者に対して不利益な取扱又は嫌がらせ行為をした関係者や、範囲外共有又は通報者探索した関係者に対し、懲戒処分規程、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行うものとする。

(秘密保持義務)

第 11 条 この規程に定める業務に携わる関係者等は、内部通報の内容及び調査で得られた秘密を保持する義務を負うものとする。

- 2 運営委員会委員長は、前項の規定に違反した関係者等に対し、懲戒処分規程、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行うものとする。

(通知)

第 12 条 運営委員会委員長は、通報者に対し、調査結果及び是正措置について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。但し、通報者が調査結果及び是正措置に関する通知を希望しない場合を除く。

(通報者の責務)

第 13 条 通報者は、誠意を持って客観的で合理的根拠に基づく内部通報を行うものとし、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する内容その他の不正の目的を持って内部通報を行なってはならない。

- 2 運営委員会委員長は、前項の規定に違反した関係者に対し、懲戒処分規程、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行うものとする。

(内部相談通報を受けた者の責務)

第 14 条 第 4 条に規定する内部通報相談窓口担当以外の関係者が内部通報及び相談を受けた場合は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(改廃)

第 15 条 この規程の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

- 2 この規程は運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附 則

- 1 この規程は、2023（令和5）年5月1日から施行する。
- 2 第4条に定める外部窓口は以下のとおりである。

① ○○法律事務所 ○○弁護士（男性）

住所 ○○区○○○00-00-00

電話 03-000-000

FAX 03-000-000

② △△法律事務所 △△弁護士（女性）

住所 ○○区○○○00-00-00

電話 03-000-000

FAX 03-000-000